

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年9月2日

月曜日

号外

目次

公 告

○令和5年度富山県人事行政の運営等の状況の公表

1

公 告

令和5年度富山県人事行政の運営等の状況の公表

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）第6条の規定により、令和5年度における富山県人事行政の運営等の状況を次とおり公表する。

令和6年9月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

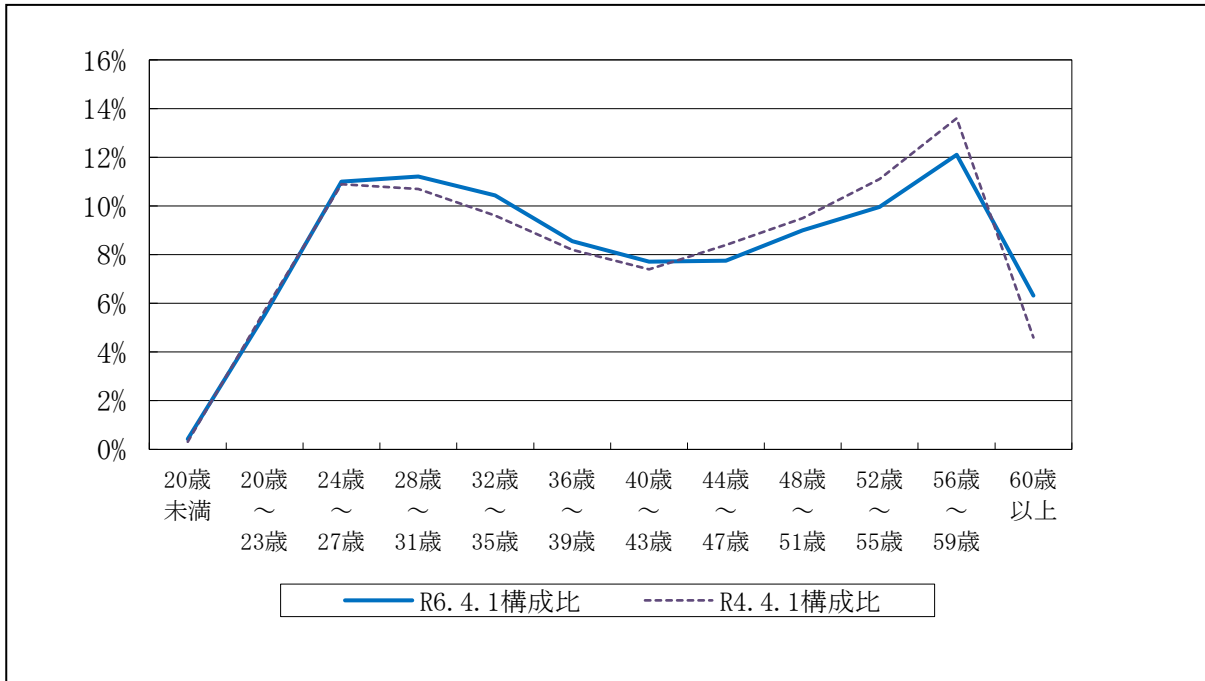
(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務・ 企画・税務	721	730	9	・災害時対応強化のための増 ・関西情報発信拠点開設準備対 応のための増
	民生・衛生	790	790	0	
	商工・労働	258	264	6	
	農林水産	747	741	▲6	
	土 木	702	694	▲8	
	小 計	3,218	3,219	1	(参考：人口10万人当たり職員数316人)
部特 門別 行政	教 育	8,554	8,462	▲92	・定員の減による教職員数の減
	警 察	2,281	2,261	▲20	
	小 計	10,835	10,723	▲112	
会 計 公 営 企 業 等	病 院	1,151	1,171	20	・診療体制の強化に伴う増
	そ の 他	130	136	6	
	小 計	1,281 (82)	1,307 (82)	26 (0)	
合 計		15,334 (82)	15,249 (82)	▲85 (0)	(参考：人口10万人当たり職員数1,496人)

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注2 ()内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



(令和6年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	65人	844人	1,676人	1,709人	1,591人	1,305人	1,176人	1,181人	1,372人	1,518人	1,845人	964人	15,246人
構成比	0.4%	5.5%	11.0%	11.2%	10.4%	8.6%	7.7%	7.7%	9.0%	10.0%	12.1%	6.3%	100.0%

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、令和4年4月から令和7年4月までの3年間を計画期間とする新たな定員管理計画を策定し、令和4年4月1日〔3,211人〕を基準として32人増加する見込みであり、新たな行政需要に対しては、事務事業の見直し等により生み出した人員を、必要性を厳選のうえ配置しています。

また、近年の大規模災害による県外被災地等への中長期派遣要員を確保するとともに、平時に技術職員不足傾向にある県内市町村の支援のため、上記とは別に災害派遣枠を設けており、引き続き必要な増員を図ることとしています。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》（各年4月1日現在、単位：人）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
定員管理計画 a	3,211	3,212	3,213	
増減数	(基準)	+1	+1	
災害派遣枠(累計) b	6	6	6	
職員数 (a+b)	3,217	3,218	3,219	

② 教育部門

教育部門では、教員を除く職員については、学校現場の多忙化解消の推進を考慮し、定員管理計画を策定し、令和5年4月から3年間で1名増員する見込みです。（基準：令和5年4月1日〔807人〕）

《定員管理計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
職員数	807	807		
増減数	(基準)	0		

③ 警察部門

警察部門では、警察官、鑑識等の専門的業務従事者を除く職員については、県民の安全・安心の基盤となる警察力を維持するための新たな定員管理計画を策定し、令和3年4月から3年間で定員（基準：令和3年4月1日〔129人〕）を維持することを目指してきた結果、計画を達成しました。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》（各年4月1日現在、単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
職員数	129	129	129	129	
増減数	(基準)	0	0	0	0

④ 適正化の手法（令和5年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 全部門における人員の状況

	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
定員管理計画(a)	3,213	3,197	3,187	3,208	3,210	3,211	3,212	3,213
	△ 16	△ 16	△ 10	21	2	1	1	1
災害派遣枠(b)				2	6	6	6	6
一般行政部門計 (a)+(b)				3,210	3,216	3,217	3,218	3,219
特別行政部門	11,024	10,970	10,867	10,901	10,887	10,884	10,835	10,723
	△ 5	△ 54	△ 103	34	△ 14	△ 3	△ 49	△ 112
教育部門	8,741	8,672	8,591	8,593	8,588	8,597	8,554	8,462
	△ 21	△ 69	△ 81	2	△ 5	9	△ 43	△ 92
警察部門	2,283	2,298	2,276	2,308	2,299	2,287	2,281	2,261
	16	15	△ 22	32	△ 9	△ 12	△ 6	△ 20
公営企業等	1,135	1,163	1,166	1,181	1,217	1,238	1,281	1,307
	22	28	3	15	36	21	43	26
合 計	15,372	15,330	15,220	15,292	15,320	15,339	15,334	15,249
	1	△ 42	△ 110	72	28	19	△ 5	△ 85

注 各項目の下段は対前年度増減数です。

(4) 採用の状況 (令和5年度)

①知事部局等 251人採用 (競争試験：113人、選考：138人)

※令和4年度 245人採用 (競争試験：115人、選考：130人)

②教育委員会 350人採用 (競争試験：10人、選考：340人)

※令和4年度 375人採用 (競争試験：10人、選考：365人)

③警察本部 105人採用 (競争試験：103人、選考：2人)

※令和4年度 88人採用 (競争試験：84人、選考：4人)

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。(以下同じ)

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況 (令和5年度)

① 知事部局等

ア 一般職員 329人 (部長：11人、次長：16人、室長：26人、
課長：73人、課長補佐：99人、係長：104人)

② 教育委員会

- ア 一般職員 48人（部長：1人、室長：1人、課長：7人、
課長補佐：31人、係長：8人）
- イ 教員 194人（校長：77人、教頭：117人）

③ 警察本部

- ア 一般職員 18人（課長：1人、管理官：2人、課長補佐：4人、
係長：11人）
- イ 警察官 92人（警視：11人、警部：28人、警部補：53人）

注（）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（令和5年度）

- ① 知事部局等 198人退職（※令和4年度 251人退職）
- ② 教育委員会 243人退職（※令和4年度 477人退職）
- ③ 警察本部 122人退職（※令和4年度 126人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
R5年度	1,019,004	588,990,295	1,377,268	120,790,167	20.5
R4年度	1,028,440	614,212,503	1,165,695	127,351,945	20.7

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

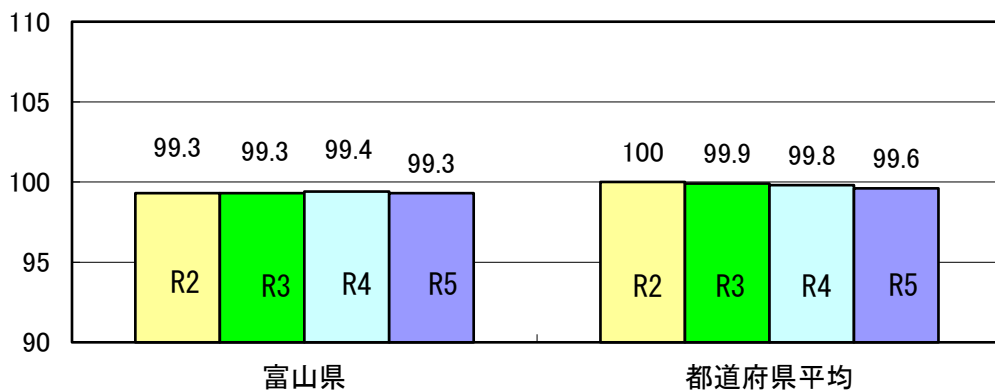
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	14,043	59,090,217	10,998,486	23,229,758	93,318,461	6,645
R4年度	14,091	59,024,086	10,958,538	22,789,561	92,772,185	6,584

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
最高号給の 給料月額	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300	446,200	470,000	528,900	560,900

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳2月	323,500円	397,100円
R5年4月1日現在	43歳5月	321,600円	393,100円

注1 平均給料月額とは、令和6年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。（以下同様です。）

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	55歳4月	265,300円	292,200円
R5年4月1日現在	59歳7月	254,700円	274,000円
うち運転手	61歳5月	243,900円	276,700円
R5年4月1日現在	61歳8月	247,600円	267,500円
うち用務員	53歳4月	289,200円	301,000円
R5年4月1日現在	58歳4月	254,800円	263,900円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳5月	366,500円	410,200円
R5年4月1日現在	45歳2月	367,400円	411,600円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	41歳8月	350,600円	383,700円
R5年4月1日現在	41歳8月	348,200円	381,400円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳2月	322,200円	425,700円
R5年4月1日現在	38歳2月	317,000円	421,400円

(6) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	166,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	164,000 円	—
	中学卒	155,300 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	226,100 円	—
	短大卒	203,000 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	226,100 円	—
	短大卒	206,100 円	—
警 察 職	大学卒	231,400 円	227,600 円
	高校卒	198,600 円	191,800 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数		
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	287,700 円	337,000 円	372,800 円
	高校卒	251,000 円	287,100 円	320,000 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	335,000 円	374,300 円	404,100 円
	短大卒	283,900 円	該当者無し	364,500 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	340,900 円	376,500 円	402,300 円
	短大卒	該当者無し	358,500 円	383,400 円
警 察 職	大学卒	303,700 円	350,300 円	387,800 円
	高校卒	280,100 円	315,500 円	360,300 円

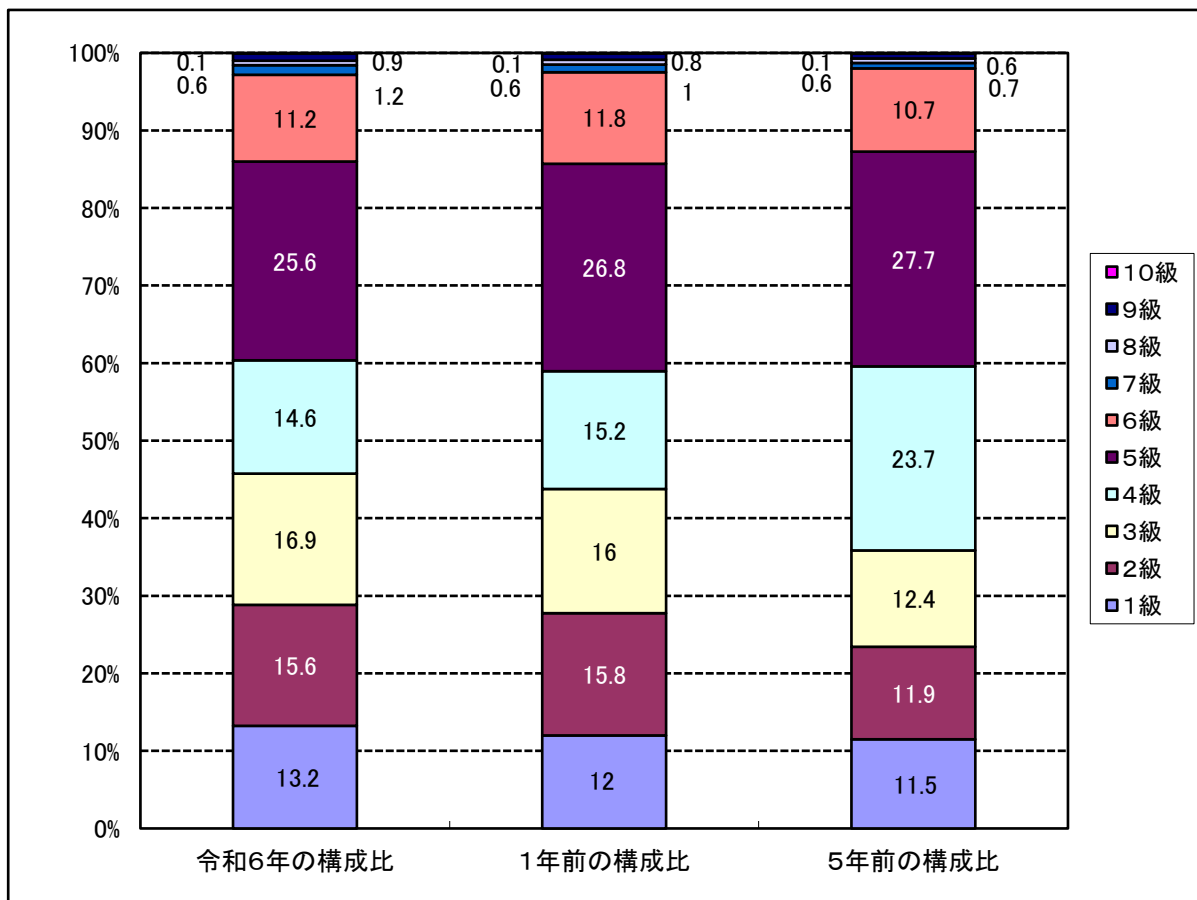
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	426	13.2	12.0	11.5
2級	主事、技師	505	15.6	15.8	11.9
3級	係長、主任	546	16.9	16.0	12.4
4級	係長、主任	471	14.6	15.2	23.7
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	827	25.6	26.8	27.7
6級	本庁の課長、出先機関の長	363	11.2	11.8	10.7
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	40	1.2	1.0	0.7
8級	本庁の次長	20	0.6	0.6	0.6
9級	本庁の部長	30	0.9	0.8	0.6
10級	本庁の部長	2	0.1	0.1	0.1

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前1年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8号給）を決定。

令和6年1月1日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1月1日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた1年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,483名中、上位区分（1～8号給）に決定された者が753名（30.3%）、標準区分（0～4号給）に決定された者が1,719名（69.2%）、下位区分（0～2号）に決定された者が11名（0.4%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55歳以上の職員は標準区分（0号給）、上位区分（1～2号給）であるため。

(10) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,612千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

注 () 内は、定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤労手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6月支給分は前年度後期（10～3月）、12月支給分は当年度前期（4～9月）の結果を用いる）及び勤労手当支給前6月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～141/100）を決定。

令和6年6月の勤労手当において、行政職（知事部局）の職員2,890名中、上位区分（108.5/100～141/100）に決定された者が991名（34.3%）、標準区分（101/100～121/100）に決定された者が1,886名（65.3%）、下位区分（0/100～102.5/100）に決定された者が13名（0.4%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（令和6年4月1日現在）

富山県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続43年以上)	47.709 月分 (勤続35年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
自己都合 その他					
1人当たり					
平均支給額	2,463 千円	22,437 千円			

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,220,878千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）		148,219円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	19人	20%	20%
大阪市	3人	16%	16%
名古屋市	1人	15%	15%
富山市	7,974人	3%	3%
上記以外の県内市町村	6,997人	0%	0%
医師	278人	16%	16%
総計・平均支給率（注）	15,272人	1.89%	1.89%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,297,341千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和5年度決算）		201,544円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		42.4% (8.2%)	
手当の種類（手当数）		28種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校に勤務する職員	消防学校の実技訓練	日額450円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額20,000円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額額の100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円以内又は給料月額額の100分の8以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円
看護職員等処遇改善手当	中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師及び准看護師を補助する職員		月額12,000円以内
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき7,300円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の相談指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
	従事職員	特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業	日額 4,000 円以内
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額の100分の10以内又は日額1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の100分の8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 ・ひき船作業	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内

特殊現場作業 手当	土木センター、農林振興セ ンター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等におけ る土木工事等の調査、測量等	日額300円等
高圧ガス等検査 手当	計量検定所、消防課に勤務 する職員	高圧ガスの製造施設等の立入 検査	日額300円
警察職員業務 手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額2,000円等
教員特殊業務 手当	教育職員	・非常災害時における児童の 保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額16,000円以内
多学年学級担当 手当	教育職員	2以上の学年をもって編成し た学級の担任	日額290円
教育業務連絡指 導手当	小学校、中学校等に勤務す る教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指 導主事、進路指導主事等の担 当業務	日額200円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授 業、夜間授業本務職員の昼間 授業	授業1時間1,070円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額270円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和5年度決算	3,646,269千円	487千円
令和4年度決算	3,221,914千円	432千円

⑥その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (R5年度決算)
扶養手当	(1)扶養親族1人につき 行政職給料表7級以下は6,500円、行政職給料表8級は3,500円 ただし子は10,000円 (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,229,918	円 247,867
住居手当	借家等 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 28,000円)	異	○国の制度 (1)家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 (2)家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額 28,000円)	千円 767,530	円 307,381
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～34,890円 (3)駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1)同じ (2)距離段階区分に応じ 2,000円～31,600円 (3)なし	千円 1,396,630	円 106,434
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 629,646	円 2,209,285

	員に支給 医師・歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を 逓減して支給（最高支給月額 309,200 円） 獣医師 採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を 逓減して支給（最高支給月額 35,000 円）				
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居 しやむを得ない事情により配偶者 等と別居し、単身で生活すること を常況とする職員に支給 30,000 円+加算額（※） ※職員の住宅と配偶者等の住居と の交通距離が 100 km 以上の場合に 8,000~70,000 円を加算	同		千円 46,673	円 382,569
管理職 手当	管理又は監督の地位にある職員に 当該職の区分に応じて 146,400 円以 内を支給	同		千円 1,033,491	円 725,257
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中 に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35× 時間数	異	1 時間当たりの給与額の算定 に、寒冷地手当、特地勤務手 当・へき地手当、月額の特 殊勤務手当、農林漁業普及指導 手当を含める。	千円 503,591	円 67,289
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後 10 時か ら翌日の午前 5 時までの間に勤務し た職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25× 時間数			千円 240,530	円 32,139
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤 務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800 円 ・福祉施設等における管理監督 7,400 円 ・医療当直看護師等 6,900 円 医師 21,000 円	同		千円 567,899	円 321,028
管理職員特 別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員が臨時 又は緊急の必要等により週休日等 に勤務した場合に支給	同		千円 6,934	円 20,823

	6時間以下 4,000~12,000円 6時間超 6,000~18,000円 (2)管理職手当支給対象職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に2,000~6,000円を支給				
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 11,518	円 60,622
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 11,941	円 1,326,788
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000~8,000円を支給			千円 500,967	円 64,993
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の6%（管理職手当受給職員は4%）を支給			千円 49,290	円 212,458
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の6%を支給			千円 72,670	円 280,579
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域 4%			千円 26,655	円 283,568
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500~14,500円を支給 ただし、管理職は支給対象外			千円 17,591	円 170,789

(1)特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,300,000 円		
	副知事	1,020,000 円		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(R5 年度支給割合)	3.4 月分	
	副知事			
	議 長	(R5 年度支給割合)	3.4 月分	
	副議長			
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$130 \text{ 万円} \times \text{在職月数} \times 0.53$	33,072 千円	(任期毎)
	副知事	$102 \text{ 万円} \times \text{在職月数} \times 0.4$	19,584 千円	(任期毎)

注 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和6年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	令和5年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
年次休暇	20日 (1年あたり)	平均 13.3日	平均 13.9日	平均 13.2日
特別休暇	夏期休暇	平均 4.7日	平均 4.9日	平均 5.0日
	ボランティア休暇	取得者 一人	取得者 1人	取得者 1人
	育児参加休暇	取得者 82人	取得者 156人	取得者 95人
	家族看護休暇	取得者 781人	取得者 2,211人	取得者 377人
	短期介護休暇	取得者 76人	取得者 119人	取得者 18人
	育児時間	1日2回、1日を通じて90分以内	取得者 190人	取得者 217人
病気休暇	原則90日以内	取得者 208人	取得者 591人	取得者 76人
介護休暇	6月以内	取得者 1人	取得者 6人	取得者 0人

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、令和5年(R5.1.1～R5.12.31)の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和5年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	令和5年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳（会計年度任用職員においては原則1歳）に達する日までの期間	取得者 174人 （1人） 内男性 52人 （1人） 内女性 122人	取得者 261人 内男性 56人 内女性 205人	取得者 107人 内男性 81人 内女性 26人
令和5年度に子が出生した職員の数		男性 108人 女性 122人	男性 189人 女性 202人	男性 94人 女性 28人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 一人	取得者 1人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 一人	取得者 2人	取得者 1人
育児部分休業・子育て支援部分休暇	子が小学校3年生（会計年度任用職員においては3歳）までの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 11人	取得者 28人	取得者 12人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 1人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注1 取得者数は、令和5年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

注2 （）内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和5年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	39人	一人	一人	39人
教育委員会	一人	71人	一人	一人	71人
警察本部	一人	10人	一人	一人	10人
合計	一人	120人	一人	一人	120人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和5年度に懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	1人	2人	1人	一人	4人
教育委員会	2人	一人	2人	3人	7人
警察本部	一人	一人	3人	一人	3人
合計	3人	2人	6人	3人	14人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和5年度に職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	49件	43件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	一件	一件	一件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	24件	11件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	4件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	15件	一件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	428件	61件	16件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	9件	－件	－件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	3件	29件	3件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	26件	－件	－件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲において勤務しないこと	－件	－件	－件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	－件	－件	－件
研究職の職員が、業務上必要な資格を取得するために講習の受講又は試験を受験する場合に、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	8件	－件	－件
能登半島地震による職専免	－件	－件	11件
合 計	517件	150件	73件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

令和5年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	50件	27件	7件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	－件	1,587件	－件

注1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

7 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局等

①能力評価の状況

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

②業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

会計年度任用職員については、任期の始期～終期までを評価期間とし、年度単位で実施しています。原則、被評価者が所属する最小単位の長による1段階評価とし、被評価者の自己評価や面談結果等を基に評価しています。

(2) 教育委員会

① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象にします。

(3) 警察本部

① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力

評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

令和5年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		再就職者数	県（特別職・再任用・嘱託等）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体
知事部局等	56人	47人	14人	7人	7人	19人
教育委員会	30人	25人	7人	1人	3人	14人
警察本部	10人	6人	—人	—人	2人	4人
合計	96人	78人	21人	8人	12人	37人

※退職者数は、定年・事務都合により退職した課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

令和5年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
繰返し研修		33日	1,335人
	新任所属長研修	2日	47人
	新60歳向け研修	2日	67人
	新任所属長代理研修	3日	47人
	新任係長研修	6日	85人
	職員3年目研修	2日	182人
	新任職員研修	12日	596人
	ステップ1研修(34歳)	1日	97人
	ステップ2研修(40歳)	1日	67人
	ステップ3研修(46歳)	1日	57人
	臨時的任用職員等研修	1日	24人
	再任用職員研修	2日	66人
単位制研修		86日	1,228人
	課長クラス向け研修	3日	58人
	課長補佐クラス研修	7日	135人
	係長クラス研修	6日	136人
	主任クラス向け研修	28日	305人
	主事・技師クラス向け研修	42日	594人
キャリア開発研修		29日	1,204人
	管理者研修	5日	268人
	管理者向けeラーニング研修	—	274人
	働きやすい職場環境づくり促進 eラーニング研修	—	139人
	県・民間企業管理職員意見交換会	1日	6人
	民間経営の手法に学ぶ研修	1日	8人
	キャリアデザイン研修	2日	40人
	キャリア・シフトチェンジのためのワークショップ	1日	9人
	ナレッジ研修	4日	79人
	仕事・子育て両立支援研修	1日	22人
	事務職員法務研修	4日	111人
	その他	10日	248人
市町村とのワンチーム研修		15日	47人
合 計		163日	3,814人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数	
基 本 研 修	若手教員研修	初任者研修	15日	229人	
		2年次教員研修	3日	230人	
		3年次教員研修	2日	198人	
	新規採用教職員研修会	幼	8日	37人	
		養護教諭	13日	4人	
		学校栄養教諭	12日	2人	
	6年次教職員研修会		4日	212人	
	中堅教諭等資質向上研修		1～13日	936人	
	16年次教職員研修		延べ18時間	125人	
	小・中学校校長研修会		1日	251人	
	小・中学校初任校長研修会		4日	42人	
	県立学校校長研修会		1日	60人	
	県立学校初任校長研修会		1日	12人	
	小中県立学校3年次校長研修会		1日	41人	
	「目標達成度による教員評価」の面談者研修		1日	80人	
	校長・教頭倫理指導研修会		1日	140人	
	園長等運営管理協議会		2日	91人	
	小・中学校教頭研修会		1日	278人	
	小・中学校初任教頭研修会		3日	54人	
	県立学校教頭研修会A		1日	33人	
	県立学校教頭研修会B		1日	17人	
	県立学校事務(部)長研修会		1日	52人	
		管理職研修	県立学校教頭研修会	1日	116人
	職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		2日	58人
		新任教務主任研修会(県立)		2日	27人
		県立学校等教務主任研修会		1日	69人
		生徒指導主事研修会	小中	1日	194人
県立			1日	53人	
校内研修活性化研修会		3日	21人		
特別支援学級等新任担当教員研修会		5日	97人		
保健主事研修会		1日	77人		
給食主任研修会		1日	69人		
特別指導者招へい研修講座		10日	22人		
養護教諭研修会		2日	677人		
栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	100人		
学校給食指導者研修会		1日	63人		
衛生管理研修会		1日	65人		

	学校事務職員初任研修会	1日	33人
	県立学校校務助手等研修会	1日	42人
理科	理科教育講座	8日	48人
	高等学校理科実験実技研修会	2日	30人
英語	英語教員研修会	2日	38人
体育	小学校体育実技指導者講習会	2日	125人
	中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	83人
	水泳指導者講習会	1日	43人
	集団登山引率者講習会	2日	26人
産業	産業教育新技術等講習会	1日	105人
教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	123人
	小学校教育課程研究協議会	1日	1,114人
	中学校教育課程研究協議会	1日	514人
	高等学校教育課程講習会	1日	66人
	特別支援学校教育課程研究協議会	1日	145人
生活指導	生徒指導セミナー	4日	232人
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	265人
情報教育	プログラミング研修会	3日	32人
	校務のためのPC活用研修会	3日	48人
	授業におけるICT活用研修会	6日	145人
	児童・生徒の情報活用能力育成研修会	2日	27人
	情報モラル・セキュリティ研修会	1日	16人
特別支援教育	学校カウンセリング講座	8日	149人
	児童生徒支援に向けた保護者との関係づくり研修会	1日	119人
	特別支援教育講座	4日	156人
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	65人
	発達障害教育研修会	1日	56人
	学校で取り組む特別支援教育研修会	1日	45人
	特別支援学校に学ぶ体験型研修会	3日	99人
図書館教育	図書館教育講習会	1日	66人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3日	29人
学校経営	小中学校経営研修会	2日	40人
	県立学校経営研修会	3日	30人
キャリア教育	キャリア教育指導者養成研修	8日	173人
保育	保育技術協議会	2日	52人

(3) 警察本部

研修機関		課程名	開講日数	修了者数
警察大学校		警察運営科	17日	2人
	任用科	警部任用科本課程(48歳未満)	59日	23人
		課長補佐(50歳未満の一般職員)	12日	3人
		教官養成科	30日	1人
		専科	4日～34日	21人
		研究科	52日	2人
	国際警察センター	語学研修科・専科	311日	4人
	サイバーセキュリティ対策研究・研修センター	サイバー捜査研修科	12日～25日	6人
	管区警察学校	任用科	警部補(46歳未満)	6週
巡査部長(41歳未満)			4週	72人
係長(46歳未満の一般職員)			2週	5人
主任(41歳未満の一般職員)			2週	10人
		専科	5日～15日	16人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	96人
		新規採用の一般職員	15日	15人
		初任補修科	3月又は2月	62人
	任用科	警部補(46歳以上、育児・介護等の理由)	12日	5人
		巡査部長(41歳以上、育児・介護等の理由)	12日	13人
		部門別(各部門に新規採用警察官)	2週～4週	64人
		専科	5日～33日	延べ201人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現任科	3日～88日	延べ12人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和5年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断 人間ドック 特別健康診断	全職員 指定年齢の職員等 有害業務従事者等	3,918人 1,542人 1,783人	3,224人 3,558人 —	1,329人 931人 1,213人
	健康相談	希望職員	1,236人	健康管理医配置 52校 心の健康管理医 4人委嘱	1,058人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	—	—	902人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	85人	204人	194人
福利厚生事業に係る決算額			千円 140,647	千円 174,926	千円 65,553
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 506	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和5年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	保健給付 医療の給付 高額療養費 出産費	件 120,366	千円 1,419,709	件 223,991	千円 2,486,056	件 63,670	千円 828,889
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	1,552	281,791	2,785	499,828	417	64,378
	災害給付 災害見舞金	1	280	6	4,940	3	1,426
附加給付等	出産費附加金 一部負担金払戻金	1,175	39,700	2,555	78,795	569	19,972
計		123,094	1,741,480	229,337	3,069,619	64,659	914,665

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和5年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	57	6,610	120	19,884	61	13,219
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	2	4,022	1	1,861	1	4,430
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	2	4,260	8	16,810	11	29,885
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	4	1,656	10	4,153	12	6,890
計		65	16,548	139	42,708	85	54,424

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

令和5年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		試験日	
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)		人 数 (g)	比 率 (g/f)		
上	総合行政	65	254	3.9倍	195	76.8%	119	1.6倍	107	89.9%	79	2.5倍	35	44.3%	(第一次) 6月18日 (第二次) 7月13~14日、 7月27~31日、 8月1~7日
	総合行政(デジタル)	2	3	1.5倍	3	100.0%	1	3.0倍	1	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	
	警察事務	5	26	5.2倍	18	69.2%	8	2.3倍	8	100.0%	3	6.0倍	3	100.0%	
	心 理	3	14	4.7倍	13	92.9%	10	1.3倍	9	90.0%	5	2.6倍	4	80.0%	
	社 会 福 祉	2	21	10.5倍	18	85.7%	9	2.0倍	8	88.9%	5	3.6倍	3	60.0%	
	環 境	4	14	3.5倍	12	85.7%	10	1.2倍	10	100.0%	4	3.0倍	3	75.0%	
	管 理 栄 養 士	2	23	11.5倍	22	95.7%	7	3.1倍	6	85.7%	2	11.0倍	2	100.0%	
	工 業 研 究 (機 械)	1	3	3.0倍	2	66.7%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	1	50.0%	
	工 業 研 究 (化 学)	3	8	2.7倍	7	87.5%	7	1.0倍	4	57.1%	1	7.0倍	1	100.0%	
	工 業 研 究 (電 気 電 子)	2	3	1.5倍	2	66.7%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	0	0.0%	
	農 業	11	26	2.4倍	24	92.3%	23	1.0倍	22	95.7%	14	1.7倍	5	35.7%	
	林 業	8	13	1.6倍	10	76.8%	8	1.3倍	8	100.0%	6	1.7倍	2	33.3%	
	水 産	1	5	5.0倍	5	100.0%	5	1.0倍	5	100.0%	1	5.0倍	1	100.0%	
	総 合 土 木	21	43	2.0倍	36	83.7%	36	1.0倍	35	97.2%	25	1.4倍	4	16.0%	
	建 築	1	4	4.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	2	66.7%	2	2.0倍	0	0.0%	
	機 械	1	3	3.0倍	3	100.0%	3	1.0倍	2	66.7%	1	3.0倍	0	0.0%	
	電 気	6	13	2.2倍	8	61.5%	7	1.1倍	7	100.0%	4	2.0倍	0	0.0%	
級	上 級 小 計	138	476	3.4倍	382	80.3%	260	1.5倍	238	91.5%	157	2.4倍	64	40.8%	(第一次) 10月22日 (第二次) 11月21日
	環 境 (特 別 募 集)	3	8	2.7倍	7	87.5%	7	1.0倍	6	85.7%	2	3.5倍	2	100.0%	
	工 業 研 究 (化 学) (特 別 募 集)	若	1	0.5倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	
	農 業 (特 別 募 集)	8	3	0.4倍	3	100.0%	3	1.0倍	2	66.7%	1	3.0倍	1	100.0%	
	林 業 (特 別 募 集)	6	3	0.5倍	2	66.7%	1	2.0倍	1	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	
	総 合 土 木 (特 別 募 集)	6	2	0.3倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	0	—	—	—	
	電 気 (特 別 募 集)	若	4	2.0倍	3	75.0%	3	1.0倍	3	100.0%	0	—	—	—	
	上 級 (特 別 募 集) 小 計	27	21	0.8倍	17	81.0%	16	1.1倍	14	87.5%	4	4.3倍	3	75.0%	
	計	165	497	3.0倍	399	80.3%	276	1.4倍	252	91.3%	161	2.5倍	67	41.6%	(第一次) 9月24日 (第二次) 10月12、20、23日
初	一 般 事 務	5	28	5.6倍	25	89.3%	13	1.9倍	9	69.2%	5	5.0倍	3	60.0%	
	学 校 事 務	14	33	2.4倍	32	97.0%	28	1.1倍	28	100.0%	14	2.3倍	10	71.4%	
	警 察 事 務	3	19	6.3倍	18	94.7%	9	2.0倍	8	88.9%	4	4.5倍	4	100.0%	
	総 合 土 木	3	5	1.7倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	4	1.0倍	1	25.0%	
	一 般 事 務 (障 害 者)	若	7	3.5倍	6	85.7%	5	1.2倍	5	100.0%	1	6.0倍	1	100.0%	
	警 察 事 務 (障 害 者)	若	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	
	計	29	94	3.2倍	87	92.6%	60	1.5倍	54	90.0%	28	3.1倍	19	67.9%	
就 職 水 河 期 世 代	一 般 事 務	若	84	42.0倍	62	73.8%	12	5.2倍	12	100.0%	0	—	—	—	(第一次) 9月24日 (第二次) 10月25~27日
	学 校 事 務	若	32	16.0倍	24	75.0%	9	2.7倍	8	88.9%	4	6.0倍	4	100.0%	
	警 察 事 務	若	29	14.5倍	23	79.3%	8	2.9倍	7	87.5%	2	11.5倍	1	50.0%	
	デ ジ タ ル	若	12	6.0倍	8	66.7%	7	1.1倍	6	85.7%	1	8.0倍	0	0.0%	
	農 業	若	9	4.5倍	9	100.0%	6	1.5倍	6	100.0%	1	9.0倍	0	0.0%	
	林 業	若	5	2.5倍	5	100.0%	4	1.3倍	4	100.0%	1	5.0倍	0	0.0%	
	総 合 土 木	若	3	1.5倍	3	100.0%	3	1.0倍	3	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	
	建 築	若	4	2.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	3	100.0%	1	4.0倍	0	0.0%	
	電 気	若	4	2.0倍	4	100.0%	4	1.0倍	4	100.0%	0	—	—	—	
	計	18	182	10.1倍	142	78.0%	56	2.5倍	53	94.6%	11	12.9倍	5	45.5%	
職 務 競 争 者	行 政	6	28	4.7倍	22	78.6%	15	1.5倍	14	93.3%	11	2.0倍	3	27.3%	(第一次) 9月24日 (第二次) 11月4日
	デ ジ タ ル	2	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	
	農 業	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	若	1	0.5倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	
	総 合 土 木	若	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	0	0.0%	
	建 築	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電 気	若	3	1.5倍	3	100.0%	3	1.0倍	3	100.0%	2	1.5倍	0	0.0%	
	計	18	36	2.0倍	30	83.3%	23	1.3倍	22	95.7%	17	1.8倍	4	23.5%	
職 員 総 計		230	809	3.5倍	658	81.3%	415	1.6倍	381	91.8%	217	3.0倍	95	43.8%	(第一次) 5月14日 (第二次) 6月14日、 28、30日、7月3日
警 官	男 性 警 察 官 A (第 1回)	45	104	2.3倍	82	78.8%	78	1.1倍	60	76.9%	45	1.8倍	—	—	
	女 性 警 察 官 A (第 1回)	10	33	3.3倍	27	81.8%	24	1.1倍	17	70.8%	10	2.7倍	—	—	
	警 察 官 A (武 道 (剣 道))	1	2	2.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	0	—	—	—	
	警 察 官 A (武 道 (柔 道))	1	2	2.0倍	1	50.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	0	0.0%	
	警 察 官 A (情 報 技 術)	1	2	2.0倍	1	50.0%	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	
	第 1回 警 察 官 小 計	58	143	2.5倍	113	79.0%	106	1.1倍	81	76.4%	56	2.0倍	—	—	
	男 性 警 察 官 A (第 2回)	4	30	7.5倍	21	70.0%	12	1.8倍	10	83.3%	3	7.0倍	—	—	
	女 性 警 察 官 A (第 2回)	2	10	5.0倍	5	50.0%	3	1.7倍	2	66.7%	1	5.0倍	—	—	
	男 性 警 察 官 B	24	64	2.7倍	51	79.7%	42	1.2倍	36	85.7%	25	2.0倍	—	—	
	女 性 警 察 官 B	7	32	4.6倍	32	100.0%	25	1.3倍	23	92.0%	15	2.1倍	—	—	
	第 2回 警 察 官 小 計	37	136	3.7倍	109	80.1%	82	1.3倍	71	86.6%	44	2.5倍	—	—	
	計	95	279	2.9倍	222	79.6%	188	1.2倍	152	80.9%	100	2.2倍	—	—	

※「若」は若干名を指し2名として計算

② 受験資格（令和5年度実施分）

＜上級＞(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（学歴の要件はありません。）
- イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者
 - ※いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業（見込み）者の特例
 - (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月までに卒業見込みの者
 - (イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要件
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を、卒業若しくは修了した者又は令和6年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和6年3月までに同資格を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は令和6年実施の国家試験に合格し、当該免許を取得する見込みの者

＜初級＞

試験区分	受験資格				
初級	<table border="1"> <tr> <td>一般事務 学校事務 警察事務 総合土木</td> <td>平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</td> </tr> <tr> <td>一般事務 (障害者対象) 警察事務 (障害者対象)</td> <td> 次の要件を全て満たす者 ア 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 </td> </tr> </table>	一般事務 学校事務 警察事務 総合土木	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	一般事務 (障害者対象) 警察事務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
一般事務 学校事務 警察事務 総合土木	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者				
一般事務 (障害者対象) 警察事務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者				

＜就職氷河期世代＞

昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

＜職務経験者（U I J ターン）＞

次の全てに該当する者

- ア 昭和58年4月2日以降に生まれた者（令和6年4月1日現在で40歳以下の者）
- イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者（令和5年3月31日現在）

試験区分	職務経験
行政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が5年以上ある者
デジタル	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等のIT部門における職務経験が5年以上ある者

農業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における農産物の生産・加工・流通、農業者への指導支援、農業関係の試験研究等の職務経験が3年以上ある者
林業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における治山・地すべり・林道関係の調査、設計、施工管理又は森林経営管理等の職務経験が3年以上ある者
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が3年以上ある者
建築	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等に置ける建築関係の設計、施工管理、審査等の職務経験が3年以上ある者
電気	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における電気設備関係の設計、施工管理、保守管理等の職務経験が3年以上ある者

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週30時間以上で6か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 令和5年3月31日現在で富山県外に在住の者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男性警察官A	昭和63年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和6年3月までに卒業見込みの者
女性警察官A	昭和63年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和6年3月までに卒業見込みの者
警察官A（武道） 警察官A（情報技術）	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和6年3月までに卒業見込みの者
男性警察官B	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性 ただし、男性警察官Aの学歴要件に該当しない者
女性警察官B	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性 ただし、女性警察官Aの学歴要件に該当しない者

令和5年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	5. 3. 13	5. 4. 24～5. 5. 25	5. 6. 18	5. 6. 27	5. 8. 18
初 級	5. 3. 13	5. 7. 21～5. 8. 4	5. 9. 24	5. 10. 5	5. 11. 1
就職氷河期世代	5. 3. 13	5. 7. 21～5. 8. 4	5. 9. 24	5. 10. 5	5. 11. 17
初 級 (障害者対象)	5. 3. 13	5. 7. 21～5. 8. 4	5. 10. 22	5. 11. 17	5. 12. 8
職務経験者 (UIJ ターン)	5. 3. 13	5. 7. 21～5. 8. 4	5. 9. 24	5. 10. 5	5. 11. 17
男性警察官 A (第1回)	5. 2. 27	5. 3. 10～5. 4. 6	5. 5. 14	5. 6. 1	5. 7. 11
男性警察官 A (第2回)	5. 2. 27	5. 7. 21～5. 8. 10	5. 9. 17	5. 10. 5	5. 11. 17
女性警察官 A (第1回)	5. 2. 27	5. 3. 10～5. 4. 6	5. 5. 14	5. 6. 1	5. 7. 11
女性警察官 A (第2回)	5. 2. 27	5. 7. 21～5. 8. 10	5. 9. 17	5. 10. 5	5. 11. 17
警察官 A (武道)	5. 2. 27	5. 3. 10～5. 4. 6	5. 5. 14	5. 6. 1	5. 7. 11
警察官 A (情報技術)	5. 2. 27	5. 3. 10～5. 4. 6	5. 5. 14	5. 6. 1	5. 7. 11
男性警察官 B	5. 2. 27	5. 7. 21～5. 8. 10	5. 9. 17	5. 10. 5	5. 11. 17
女性警察官 B	5. 2. 27	5. 7. 21～5. 8. 10	5. 9. 17	5. 10. 5	5. 11. 17
上 級 (特別募集)	5. 9. 25	5. 9. 25～5. 10. 6	5. 10. 22	5. 11. 1	5. 12. 8

※インターネットから電子申請で申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（令和5年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・ 職層	部 局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立 学校		
一般職員 事務系	部長	2						2	
	次長	1			2			3	
	室長								
	課長	1		1	16			18	
	課長補佐				6			6	
	係長	1		1				2	
	係員			2				2	
	小計	5		4	24			33	
一般職員 技術系	部長								
	次長								
	室長								
	課長	1						1	
	課長補佐	1						1	
	係長								
	係員								
小計	2						2		
警察官	警視			1				1	
	警部			11				11	
	警部補			4				4	
	巡査部長			4				4	
	巡査長								
	巡査			1				1	
	小計			21				21	
計	7		25	24			56		

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含まない。

② 昇任選考の実施結果（令和5年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後の職層等	知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計	
					事務局	県立学校	市町村立 学校			
一般職員	事務	部長	11					1	12	
		次長	8	1				1	10	
		室長	17	1	1	4			23	
		課長	17		2	6	4		29	
		課長補佐	39		2	9	5	5	60	
		係長	49	1	8	8	5	2	73	
		(小計)	141	3	13	27	14	7	2	207
	技術	部長	1							1
		次長	5							5
		室長	18	2						20
		課長	41	2						43
		課長補佐	52	3						55
		係長	75	3	2					80
		(小計)	192	10	2					204
合計		333	13	15	27	14	7	2	411	
警察官	警視	部長			4				4	
		参事官			7				7	
		課長			13				13	
		(小計)			24				24	
	警部	次席			18				18	
		統括実務指導官								
		(小計)			18				18	
	警部補	主任実務指導官			10				10	
		係長統括			6				6	
		(小計)			16				16	
巡査部長	実務指導官			30				30		
	巡査長			63				63		
合計				151					151	

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和5年10月10日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

<公民給与の比較>

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均1.02%（3,646円）下回っている。

<月例給の改定>

+1.02%（3,584円）

（行政職平均給与月額 350,994円（平均年齢42.6歳））

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.48月（県職員の年間支給月数 4.40月）

イ 支給月数の引上げ 年間月数4.40月分→4.50月分（期末手当及び勤勉手当に反映）

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等に関する検討

- ・ 国において、①人材の確保への対応、②組織パフォーマンスの向上、③働き方やライフスタイルの多様化を基本に骨格案が提示された。これらについて令和6年に向けて措置を検討することとされている。
- ・ 中央教育審議会では、教師の処遇改善の在り方について検討されている。
- ・ これらは、地方公務員の人事管理、給与制度にも大きな影響があることから、国の検討状況等について十分注視していく必要がある。

(3) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 少子高齢化の進展、人口減への対応、デフレ経済からの脱却やデジタル化の加速化など複雑・高度化する行政課題や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、有為で多様な人材が不可欠である。
- ・ 県職員の人材の確保に向け、上級試験の受験上限年齢の引上げ、総合行政（デジタル）区分の新設のほか、民間の知見や幅広い社会経験を積極的に公務に取り入れるため、U I J ターン希望者等や就職氷河期世代の人材の採用を開始し、対象職種の拡充を行ってきた。
- ・ 今年度は、試験公告日を前倒した上で、上級試験においては、申込受付期間の前倒しや長期化、技術系職種の教養試験の廃止や採用候補者名簿の有効期間の延長を実施した。また、初級試験については、総合土木の試験区分を新設し、就職氷河期世代を対象とした試験では、受験者の対象を全国に拡大するなど、受験者に寄り添った受験しやすい環境整備に努めたところである。
- ・ 民間企業の採用活動は更に早期化しており、人材獲得の厳しい競合の下、若年人口が減少する中で、今後の県政を担う優秀な人材を確保することは最重要課題

の一つである。

- ・ 任命権者と連携しながら、社会情勢に対応した職員採用の在り方について、試験の実施時期や内容等の見直しを行い、申込者数の維持・回復につながる具体的な方策に着実に取り組むこととする。
- ・ 若年層職員の職場定着、離職防止にも取り組む必要がある。
- ・ 人材確保事業については、SNSや動画など様々な手法を活用しながら、的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図る。説明会やイベントにおいては、対面式とオンラインの両面の良い所を取り入れた上で、就職活動の早期化に対応した開催時期の設定、大学低学年や高校生へのアプローチの強化など、任命権者や関係部局と連携して、きめ細かく内容を充実・強化する。
- ・ 障害者については、引き続き、障害に応じた合理的配慮に留意し、採用に努めていく必要がある。
- ・ 定年の段階的引上げに伴い、各任命権者においては、想定される業務量の推移や職員の年齢構成の平準化を十分に勘案の上、必要な新規採用を継続できる措置を講じる必要がある。

② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性が十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備に適切に対応していく必要がある。社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女とも自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠である。
- ・ 本県では、令和3年3月に特定事業主行動計画を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職等の女性割合について目標値を設定したほか、令和4年3月には「富山県女性活躍推進戦略」を策定した。
- ・ 今後とも、就職期の女性に選ばれ、かつより多くの有為な女性の採用が図られるよう、公務員の魅力、仕事のやりがいなどの情報発信や募集活動を積極的に展開していく。
- ・ 一層の女性職員の管理職への登用や職域拡大に向けては、性別や家庭の事情、仕事に係る善意や配慮からくる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消・行動変容を促すため、職員一人一人や職場の意識改革、女性職員向けのスキルアップや意識啓発を図ることが重要である。

③ VUCA時代を乗り切る職員の育成

- ・ 時代に対応した人材が育成されるよう、新たな研修技法の開発・導入や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。
- ・ デジタルリテラシーを県の業務等に応用し、より質の高い行政サービスに変革していくことが必要である。
- ・ 優れた知見を習得し、良好なキャリア形成や組織の活性化を目指すため、他の都道府県、国・民間企業等との交流型の人材循環を引き続き推進していく必要がある。

④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 質の高い行政サービスを提供するため、目標によるマネジメント手法により、効果的・効率的な仕事の進め方の定着や職員の能力開発、能力・業績に基づいた処遇の実現により、職務遂行意欲を高めることが必要である。

- ・ 知事部局では、業績評価制度を実施し、結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施している。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。
- ・ 人事評価制度の適切な運用のためには、評価者と被評価者のそれぞれが組織目標を理解した上で、管理職員においては、業務の進捗状況の把握にとどまらず、効果的・効率的な業務の進め方や今後のキャリア形成に資する助言・指導を行うことが重要である。任命権者においては、これらの評価制度の公正性・透明性・納得性を確保した上で、常に、課題がないか検証しながら、着実な推進に取り組む必要がある。

(4) 勤務環境の整備

① 長時間勤務の改善等

- ・ 長時間勤務の改善は、職員の健康保持・睡眠時間の確保、勤労意欲・活力の維持、業務の質や生産性の向上、有為で多様な人材の確保に加え、職員のウェルビーイングの実現といった観点から、非常に重要な課題であり、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者（サービス監督者）、職員の意識改革、③業務改革等の実行や徹底に継続して取り組む必要がある。
- ・ 各任命権者においては、時間外勤務が発生する要因を整理・分析し、業務の効率化や業務量の平準化に一層努めることを強く求める。
- ・ 本委員会は、労働基準監督機関として、研究機関や県立学校等に対し、訪問・書面調査のほか、制度周知や必要な助言、指導を行っており、国の取組なども参考とし、引き続き、各任命権者の上限時間等の制度の運用状況や長時間勤務の縮減に向けた取組を注視し、併せて制度周知や必要な助言、指導を実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握・管理

- ・ 管理監督者・サービス監督者による勤務時間の把握・管理は、職員の健康管理をはじめ、長時間勤務の発生要因の整理・分析、業務の効率化・平準化、改善を進めていくための基礎として必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての職員に対する安全配慮に関する責務であることから、引き続き、勤務時間の適正な把握に努めていく必要がある。
- ・ 時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方の普及・実現に向け、デジタルツール等の活用により効率的に勤務時間を把握・管理できる環境を整備していく必要がある。
- ・ 任命権者による「他律的業務の比重が高い部署」の指定は、業務の実態に即して必要最小限とすることが求められる。

イ 任命権者、管理監督者・サービス監督者、職員の意識改革と改革等の実行

- ・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、各管理監督者自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②職員の能力、適性、状況や業務への希望などを把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・イン・ライフの実践に努めることなどが重要である。
- ・ 職員一人一人も、ワーク・イン・ライフの意識を持ちつつ、計画的・効率的な

事務処理を進めていくことが重要であり、各任命権者は、職員に対し積極的な意識啓発に努める必要がある。

- ・ 学校では、勤務時間の割振りを適切に行い、教員の働き方改革が子供たちのウェルビーイングの向上にも寄与することを共有しながら取組を進めることが重要である。

ウ 業務改革等の徹底と業務量に応じた必要な人員の確保

- ・ 県では、知事を本部長とする「DX・働き方改革推進本部」を設置し、行政及び産業・地域社会におけるDXと働き方改革を推進している。テクノロジーを活用した働き方改革を推進する働き方改革ラボの取組や、ビジネスチャット、ICT、AI、RPAなどのツールを活用した効果的、効率的な業務の好事例を継続して横展開していくことが重要である。
- ・ 教育委員会においては、働き方改革推進校の指定や校務支援システムの導入、地域・専門人材の積極的な活用、学校行事等の精選や内容の見直しなどを進めてきており、今後、部活動や慣例的な行事等、各学校の実態に応じた業務見直しを更に進める必要がある。
- ・ 今後とも、組織全体として、業務の廃止・削減・統合・合理化・簡素化、アナログ規制の見直しや外部委託を一層進めるとともに、臨機応変な人員配置、任期付職員、会計年度任用職員の活用など柔軟な人員配置などにより、職員の負担を軽減することが重要である。
- ・ 各任命権者においては、こうした取組と併せ、業務の見直し等を進めてもなお恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない職場については、業務量に応じた必要な人員を確保することを求める。
- ・ 各任命権者においては、引き続き年次休暇の計画的な取得促進などに努め、職員のウェルビーイングの実現の観点から、長時間勤務の縮減や働きやすさ、健康管理に資する好事例を横展開するなど、実効性のある取組を進めていく必要がある。

② 柔軟で多様な働き方の実現・加速化

- ・ 知事部局等では、育児又は介護のための早出遅出勤務、公共交通機関利用者の時差出勤、夏の朝型勤務制度の実施やサテライトオフィスの設置、時間外業務対応のための遅出等勤務制度の実施などに取り組んでいる。
- ・ テレワーク試行については、今年度、テレワーク推進月間を設定し、希望した全ての職員がテレワークを体験したところである。テレワークの活用を浸透させるに当たり、今後、示される国の「ガイドライン」も参考にしながら、一定のルール策定が必要である。
- ・ 国においては、今後、「勤務間インターバル」やフレックスタイム制の具体化や導入時期の検討を進める方針であり、勤務時間法など関係法令の改正など必要な措置を講じることが予定されている。本県においても、柔軟で多様な働き方の実現に向け、職員のワーク・イン・ライフを基本に、組織目標の策定、組織の簡素化、業務の性質・内容のアップデート、デジタル基盤の整備、関係規程の見直し等を進め、取組を加速化させていくことが必要である。

③ ライフイベント（妊娠、出産、育児等）と仕事の両立支援の推進

- ・ ワーク・イン・ライフの実現や女性活躍推進の観点等から、ライフイベント（妊娠、出産、育児等）と仕事の両立支援制度が適切に活用されるようにすることの重要性は、ますます高まっている。
- ・ 男性職員による育児休業取得率の政府目標が引き上げられ、本県においても、数値目標に向けてより一層の取組が求められる。
- ・ 妊娠、出産、育児・介護等と仕事の両立支援制度が職員に広く活用されるよう、制度を利用しやすい勤務環境を整備することが必要である。また、職員の自律的・主体的かつ継続的な自己研鑽を促進するため、リスキリングやリカレント教育、社会貢献活動など職員のワーク・イン・ライフを支援する制度についても、利用しやすい勤務環境づくりが必要である。

(5) 心身の健康づくりの充実等

① メンタルヘルス対策等

- ・ 職員個々のウェルビーイングを実現するためには、各自の健康増進を重視し、これに積極的に取り組むことにより、能率的で活力ある公務組織の確立や質の高い行政サービスの提供を目指すという、公務版の「健康経営」の視点に立った健康管理施策の推進が極めて重要である。
- ・ 任命権者や管理監督者は、知事部局において本年6月から導入されている「勤務間インターバル試行制度」をはじめ、退勤から出勤までの間に一定の休息時間を確保すること等、職員の心身両面の健康が保持されるよう、十分配慮することが必要である。
- ・ 長時間勤務を行った職員に対する医師等による面接指導については、今後も、確実に受診させるなど、適切な対応に努める必要がある。
- ・ 今後、高齢層職員や女性職員の割合が増加することに加え、時間や場所に制約を受けない柔軟で多様な働き方が進展していくことも念頭に置きつつ、職員の健康管理施策を一層推進する必要がある。

② ゼロ・ハラスメントに向けた取組

- ・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等については、各任命権者においては、防止マニュアルの周知・活用や相談窓口の設置、管理監督者への研修実施などの取組が進められているところであり、引き続き、相談体制の充実などに取り組むことが必要である。
- ・ 本委員会においても、地方公務員法に基づき設置している苦情相談窓口の周知・応対を行っているところであり、引き続き、ハラスメント対策を進めていく。

13 勤務条件に関する措置要求の状況

令和5年度において、措置要求事案はありません。

14 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度において、審査請求事案はありません。